

議案第 8 号から第 15 号「平成 21 年度予算」 反対討論

小寺岸子

2009. 3. 24.

わたし、小寺岸子は、議案第 8 号から議案第 15 号「平成 21 年度予算」について、反対の立場で討論をいたします。

平成 21 年度の予算審査にあたっては、予算大綱説明資料、予算書及び予算説明書、予算説明参考資料をみた上で予算過程の資料を閲覧し、その上で予算の根拠に必要な見積り等の資料要求をしましたが、情報開示をしていただけませんでした。

予算は、住民のものとして住民のために作られるものであり、住民のために執行される事業内容です。

議員は、住民より直接選挙で選ばれるとともに、住民に対して直接責任を負います。住民のための予算の審査を住民の付託を受けて審査するにもかかわらず、必要な資料を開示していただけないということは、十分な審査ができません。このような状況では、住民に対して責任を負うことができません。

予算としては評価できる内容だと思いますが、内容以前の問題として、予算審査に係る情報公開をしていただけなかったことを理由に、21 年度予算を否決します。

議員必携に、「予算公開の原則」として次のように書かれています。

予算公開の原則とは、予算は、住民のためのものであって、その財源は、住民の税金等によって賄われるものであるから、住民がその町村の予算を理解し納得し、また批判することが大事である。そこで、予算はすべて公開して住民に知らせなければならないとする原則である。

12 月定例議会の一般質問において、情報公開度ナンバー 1 の町だと自負しているという答弁をいただきました。情報公開ナンバー 1 の町らしく、予算審査にあたっては、予算に係るすべての情報の公開を求めます。

よって、議案第 8 号から議案第 15 号「平成 21 年度予算」について、すべての予算に対しての反対討論とします。